

N協第4007号

令和7年1月8日

海老名市中新田一丁目13番19号
特定非営利活動法人 grand-mer e
理事長 佐藤 弘美 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

令和6年9月9日付けで申請を受理しました認定特定非営利活動法人としての認定について、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

自 令和7年1月8日

認定の有効期間

至 令和12年1月7日

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

問合せ先

NPO協働推進課

横浜駐在事務所 榎本

電話 045-312-1121 内線2867